

道企第 111 号
令和元年 12 月 23 日

静岡県道路技術審議会
会長 兵藤 哲朗 様

静岡県知事 川勝 平太



県が管理する県道の構造の技術的基準の変更について（諮問）

このことについて、別案により改正を行いたいので、静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例第 7 条の規定により諮問します。

担 当 交通基盤部道路局道路企画課
電 話 0 5 4 - 2 2 1 - 3 0 1 4

県が管理する県道の構造の技術的基準を定める規則の改正について

静岡県が管理する県道の構造の技術的基準を定める規則を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(車線等)</p> <p>第3条 車道(副道、停車帯その他道路構造令施行規則(昭和46年建設省令第7号。以下「令施行規則」という。)第2条で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に狭^ま窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>(副道)</p> <p>第5条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。</p> <p>2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>(停車帯)</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>(車線等)</p> <p>第3条 車道(副道、停車帯、<u>自転車通行帯</u>その他道路構造令施行規則(昭和46年建設省令第7号。以下「令施行規則」という。)第2条で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道(<u>自転車通行帯を除く。</u>)の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に狭^ま窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>(副道)</p> <p>第5条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。</p> <p>2 副道(<u>自転車通行帯を除く。</u>)の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>(停車帯)</p> <p>第7条 (略)</p> <p><u>(自転車通行帯)</u></p> <p>第7条の2 <u>自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)</u>には、<u>車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)</u>に<u>自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p><u>2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)</u>には、<u>安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p><u>3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。</u></p> <p><u>4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。</u></p>

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。
- 4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 (略)

(歩道)

第11条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 (略)

(待避所)

第32条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種 (第4級及び第5級を除く。次項において同じ。) 又は第4種 (第3級及び第4級を除く。同項において同じ。) の道路 で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路 で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。
- 4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道 又は自転車通行帯 を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 (略)

(歩道)

第11条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道 若しくは自転車通行帯 を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 (略)

(待避所)

第32条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道 (自転車通行帯を除く。) の幅員は、5メートル以上とすること。

(区分が変更される道路の特例)

第41条 道路の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町道とする計画がある場合において、当該道路を当該市町道とすることにより令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、令第3条第4項及び第5項、第4条並びに第12条の規定並びに第3条、第4条第1項、第4項及び第6項、第6条第2項から第6項まで、第9項及び第11項、第7条第1項、第10条第3項、第11条第1項、第2項及び第4項、第14条第1項、第15条第1項、第18条、第19条、第20条第1項、第22条、第24条第2項、第25条第3項、第29条第3項、第32条並びに第34条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該道路の区分とみなす。

(小区間改築の場合の特例)

第42条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第4項から第6項まで、第5条、第7条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第3条、第4条第4項から第6項まで、第5条、第6条第2項、第7条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項、次条第1項及び第2項並びに第44条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(区分が変更される道路の特例)

第41条 道路の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町道とする計画がある場合において、当該道路を当該市町道とすることにより令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、令第3条第4項及び第5項、第4条並びに第12条の規定並びに第3条、第4条第1項、第4項及び第6項、第6条第2項から第6項まで、第9項及び第11項、第7条第1項、第9条第1項及び第2項、第10条第3項、第11条第1項、第2項及び第4項、第14条第1項、第15条第1項、第18条、第19条、第20条第1項、第22条、第24条第2項、第25条第3項、第29条第3項、第32条並びに第34条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該道路の区分とみなす。

(小区間改築の場合の特例)

第42条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第4項から第6項まで、第5条、第7条、第7条の2第3項、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第3条、第4条第4項から第6項まで、第5条、第6条第2項、第7条、第7条の2第3項、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項、次条第1項及び第2項並びに第44条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。